

令和5年3月

任期付自衛官採用要項

海上自衛隊 舞鶴地方総監部

海上自衛隊では、「女性隊員が出産後も継続して勤務できる職場環境の整備」の一環として、育児休業を取得する隊員に代わり、自衛官として勤務していただける方を募集します。

1 受付期間

令和5年3月1日（水）～令和5年4月3日（月）まで（締切日必着）

2 採用予定数

1 名

3 採用予定年月日

令和5年5月22日（月）

4 任用予定期間

令和5年5月22日（月）～令和7年11月21日（金）

5 採用予定階級

3等海曹又は海士長

6 従事予定業務

一般事務及び倉庫業務補佐

7 勤務予定地

海上自衛隊 舞鶴造修補給所資材部（京都府舞鶴市）

8 応募資格

元海上自衛官、若しくは現に海上自衛隊の予備自衛官で、次のすべてに該当する者

（1）海上自衛官としての勤務期間が1年以上の者

（2）海上自衛官退職時の階級が准尉から士長の者、若しくは現に指定されている
海上自衛隊の予備自衛官の階級が3曹又は士長の者

（3）年齢18歳以上で令和7年11月21日現在、満54歳未満の者

（4）資格及び職域特技の指定はありません。

（5）日本国籍を有している者

（6）自衛隊法第38条の規定である、下記に該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

イ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(7) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者

9 試 験

(1) 期 日

令和5年4月20日（木）

(2) 場 所

〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下1190番地

海上自衛隊 舞鶴地方総監部及び舞鶴衛生隊

(3) 種 目

口述試験及び身体検査

10 受験手続

(1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、切手を貼って宛先を明記した返信用封筒を同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係に請求してください。その際、「任期付自衛官志願書類」の請求であることを明記してください。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係に持参又は送付してください。

項 目	内 容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください（無帽、上半身、正面向き、縦4cm×横3cm）。	2通 （1通は複製可）
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1通
返信用封筒	宛先を明記し、返信用切手を貼ってください。	1通

注：1 写真は3枚（志願票に2枚、自衛隊受験票に1枚）必要です。本人とわかる鮮明な写真で長期間保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

2 提出された志願票は、返却されません。

11 合格者への通知

(1) 合格者には、海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係から採用通知を送付します。合格の通知時期については、試験時にお知らせします。

なお、不合格者には通知しません。

(2) 合格の通知時期までは、合否に関する照会には一切応じられません。

12 採用時の給与

採用予定者の勤務経験などにより決定されます。

13 その他

(1) 入隊時に再度身体検査を行いますが、この際、異常のある者は不採用となることがありますので、健康管理には十分注意してください。

なお、併せて薬物使用検査を実施します。

(2) 採用されるまでの間に隊員としてふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

(3) 受験のための旅費は、各自の負担となります。

(4) 予備自衛官との兼職はできません。

(5) 志願書類の提出後に住所等を変更したときは、速やかに下記連絡先へ連絡してください。

(6) その他、不明な点については、下記連絡先へお問い合わせください。

(連絡先) 〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下1190番地
海上自衛隊 舞鶴地方総監部 管理部人事課人事係
TEL 0773-62-2250 (内線：2303)